

一般社団法人日本内視鏡外科学会 公認研究会及び後援講習会に関する規則

第1条（目的）

- 1 この規則は、一般社団法人内視鏡外科学会（以下、「この法人」という。）の教育委員会が行う研究会の公認及び講習会の後援に関する通則を定めることを目的とする。
- 2 この規則が附則の定めるところに従い効力を発生する日において、この法人が過去に公認した研究会、及び、後援した講習会は別表記載の通りであり、なお本規則第3条以下の定めに従うものとする。
- 3 次条以下において、各号の用語を以下の通り定義する。
 - (1) 公認研究会
この法人が公認した、または、公認する研究会をいう。
 - (2) 後援講習会
この法人が後援した、または、後援する講習会をいう。

第2条（申請）

- 1 研究会の公認あるいは講習会の後援の申請は、正会員の代表者1名が、この法人所定の申請書に開催予定のチラシや案内等の書類を添付し、この法人の理事長宛に提出することをもって行う。
- 2 前項のうち、講習会の後援の申請は、開催の都度行うものとする。
- 3 第1項の申請に対し、教育委員会は、同委員会の委員長が指名する2名以上の委員が実施する審査によって採否を決する。
- 4 第1項の採否の結果は、文書によって、代表者宛に通知されるものとする。

第3条（名称等使用）

公認研究会及び後援講習会は、該当するチラシや案内等にこの法人のロゴマークを使用することができる。但し、使用の際には、この法人が公認あるいは後援している旨を明記しなければならない。

第4条（研究会の公認基準）

第2条第3項にかかる研究会の公認の採否は、以下の基準により審査されるものとする。

- (1) 内視鏡外科手術に関する研究会であること。
- (2) 医師の主導で運営されること
- (3) 年に1回以上定期的に研究会が開催されること。
- (4) 地域から広く参加者を募集していること。
- (5) 専ら特定の企業等の利益を図る内容でないこと。
- (6) 原則として大学や病院の医局が単独で主催しないこと。

第5条（公認研究会における報告）

公認研究会の代表者は、この法人宛に、以下の事項を書面にて報告するものとする。

- (1) 実施した研究会の内容の要旨
- (2) 年次の活動状況
- (3) 代表者の変更
- (4) 解散

第6条（研究会の公認の取消）

- 1 第4条各号の基準に違反した場合、あるいは、この法人の名誉を著しく損なう行為がなされた場合は、この法人は、公認研究会の公認を取り消すことができる。
- 2 前項により公認を取り消された研究会は、速やかに第3条におけるこの法人のロゴ及び公認の表示を停止する措置を執らなければならない。

第7条（講習会の後援基準）

第2条第3項にかかる講習会の後援の採否は、以下の基準により審査されるものとする。

- (1) 内視鏡外科手術に関する講習会であること。
- (2) 医師の主導で開催されること
- (3) 複数の病院から参加者を募集すること。
- (4) 講習会の参加人数が5人以上であること。
- (5) 講師は複数の組織の所属者で構成されること。

第8条（後援講習会における報告）

- 1 後援講習会の代表者は、同講習会の開催後、内容の要旨をこの法人宛に書面にて報告するものとする。
- 2 後援講習会の代表者は、同講習会の中止等、申請時からの変更事項があった場合は、すみやかにこの法人宛に書面にて報告するものとする。

第9条（講習会の後援の取消）

- 1 第7条各号の基準に違反した場合、あるいは、この法人の名誉を著しく損なう行為がなされた場合は、この法人は、後援講習会の後援を取り消すことができる。
- 2 前項により後援を取り消された講習会は、速やかに第3条におけるこの法人のロゴ及び後援の表示を停止する措置を執らなければならない。

第10条（補則）

- 1 この規則の変更は、理事会の決議をもって行う。
- 2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年10月11日から施行する。